

Ⅱ 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、新潟県内の地下水（湧水除く）の水質測定について必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

3 測定機関

新潟県、新潟市、長岡市及び上越市

4 調査の種類及び調査対象

(1) 概況調査

ア 県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、年次計画をたてて実施する。

(ア) 環境監視調査

県内に地形、地質、地下水流動等から 32 流域（表 1、図 1）を設定し、流域内の地下水質の概況を把握するため、次の要件で選定した 208 地区（新潟県調査分 133 地区、新潟市調査分 25 地区、長岡市調査分 25 地区、上越市調査分 25 地区）について、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間で実施する。（表 2）

令和 8 年度は、このうち 25 流域 34 地区（34 地点）を対象とする。

流域区分別調査地点数は、表 3 のとおりである。

<地区選定要件>

- ① 地域全体の地下水の水質概況を把握するための地点として適当と考えられる地区
- ② 飲料用や消雪用等に地下水の利用が多く、地下水が汚染された場合、人の健康や公共用水域等に影響を及ぼすおそれが高い地区
- ③ 有害物質を製造し、使用し、若しくは処理し、又はその保管をしている事業場（過去の使用等を含む。以下「有害物質使用事業場」という。）の周辺地区及び地下水流動系の下流地区

(イ) 事業場等監視調査

これまで調査を実施していない有害物質使用事業場等の周辺地区及び環境監視調査の対象流域でない地域等の地下水汚染の状況を把握するため、年度ごとに次の要件で選定した地区で実施することとしているが、令和 8 年度は該当する地区がないため、実施しない。

<地区選定要件>

- ① これまで調査を実施していない有害物質使用事業場等の周辺地区
- ② 環境監視調査の対象流域でない地域にある地下水利用地区
- ③ その他利水的に重要な地域等で調査が必要な地区

イ 環境基準項目が検出^{*}された場合は、原則として、速やかに汚染井戸周辺地区調査を行う。また、環境基準値を超える値で検出された地区においては、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点（最高濃度地点等）について、次年度以降、継続監視調査を行う。

ウ 要監視項目が指針値を超過した場合は、イに準じて調査を行う。

※ 「検出」とは、測定項目ごとに定められた報告下限値(P106 別表 1 を参照)以上の値が得られることをいう。以下同じ。

(2) 新規汚染井戸周辺地区調査

ア 概況調査や事業者からの自主検査報告等により新たな地下水汚染又は土壌汚染が判明した場合に、その周辺地区で汚染原因と汚染範囲を把握するために実施する。

また、継続監視調査等において著しく濃度が上昇した場合も、地下浸透による新たな汚染が疑われるため、同様に実施する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査対象外とすることができる。

- 検出地点及びその周辺に人為的汚染源が無く、汚染原因が明らかに自然的要因と考えられ、かつ、当該地区で地下水が飲用に利用されていない場合
- これまでに汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲の把握がなされている地区であって、周辺における地下水利用実態がその当時と変化していないことが明らかであり、新たな飲用指導等の必要がない場合
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出された場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ・濃度が 2 mg/L 以下の場合
 - ・濃度が 2 mg/L を超え 10mg/L 以下であり、当該地区で地下水が飲用に利用されていない場合
- ふっ素が検出された場合であって、その濃度が 0.4mg/L 以下の場合
- ほう素が検出された場合であって、その濃度が 0.5mg/L 以下の場合
- 土壌ガス調査において有害物質が検出された場合であって、土壌溶出量調査がすべて基準値以下であった場合

イ 測定地点は 1 地区 5 地点程度とし、1 回の調査で汚染範囲等が把握できない場合は、さらに範囲を拡大して実施する。

ウ 事業者からの自主検査報告等により新たな汚染が判明した地点の周辺地区で汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、環境基準値を超える値が検出され

た場合は、次年度以降、継続監視調査を行う。

(3) 継続監視調査

ア 概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の経年的な変化を監視するために実施する。

＜調査対象地区＞

概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査を実施した地区

ただし、新規汚染井戸周辺地区調査地点及びその周辺に人為的汚染源が無く、汚染原因が明らかに自然的要因と考えられ、かつ、当該地区で地下水が飲用に利用されていない地区を除く。

イ 調査は、以下に示す地点については毎年行う。

その他の地点については、これまでの継続監視調査の結果を踏まえ、2～4年ごとに調査行う。

なお、これまでの調査により、広く同一の汚染が確認されている一部の地区については、地区内の複数の地点においてローリング調査を行う。

令和8年度は、44地点（毎年調査：32地点、隔年調査：3地点、3年ごとに調査：2地点、4年ごとに調査：1地点、ローリング調査：6地点）で実施する。

＜毎年調査を行う地点＞

- ①検出濃度の変動の傾向が上昇傾向であり、環境基準を超過している又は超過のおそれがある地点
- ②周辺に人為的汚染源があり、現在も使用実態がある地点
- ③周辺の地下水利用状況等から毎年調査が必要な地点
- ④調査期間が短い地点

＜ローリング調査を行う地区＞

- ・五泉市村松地区
- ・燕市南地区
- ・燕市燕地区
- ・燕市吉田東栄地区
- ・十日町市山本町、昭和町、及び高田町地区
- ・十日町市中屋敷地区

(4) 継続監視地点変更時調査

ア 継続監視調査地点を変更するために実施する。

＜調査対象地区＞

変更しようとする継続監視調査地点の周辺地区

イ 測定地点は1地区5地点程度とする。

(5) 継続監視終了時調査

ア 継続監視調査の終了を判断するために実施する。

<調査対象地区>

継続監視調査において調査項目が連続3回以上環境基準を満たした地点の周辺地区。

イ 測定地点は1地区5地点程度とする。

ウ 継続監視終了時調査において、すべての測定地点が環境基準以下であった場合は、継続監視調査を終了する。基準を超過した場合は、基準超過地点において、引き続き継続監視調査を実施する。なお、継続監視終了の判断は、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

5 測定時期及び測定項目

(1) 概況調査

ア 環境監視調査

(ア) 調査頻度・時期

年1回、原則として7月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

(イ) 測定項目

pH、電気伝導率及び下欄の環境基準項目28項目のうち、①～⑦、⑨～⑱、⑲、⑳、㉔～㉘の22項目、要監視項目のうちPFOS及びPFOAとする。

<環境基準項目>

①カドミウム, ②全シアン, ③鉛, ④六価クロム, ⑤砒素, ⑥総水銀, ⑦アルキル水銀, ⑧PCB, ⑨ジクロロメタン, ⑩四塩化炭素, ⑪クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー), ⑫1,2-ジクロロエタン, ⑬1,1-ジクロロエチレン, ⑭1,2-ジクロロエチレン, ⑮1,1,1-トリクロロエタン, ⑯1,1,2-トリクロロエタン, ⑰トリクロロエチレン, ⑱テトラクロロエチレン, ⑲1,3-ジクロロプロペン, ⑳チウラム, ㉑シマジン, ㉒チオベンカルブ, ㉓ベンゼン, ㉔セレン, ㉕硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ㉖ふっ素, ㉗ほう素, ㉘1,4-ジオキサン
--

ただし、⑨～⑱の項目については、過去2回以上の概況調査で検出がない場合、周辺の当該物質使用事業場の立地等を考慮したうえで全部または一部の項目を省略することができる。次の項目については、下記のとおり扱う。

- a ⑦アルキル水銀については、⑥の項目が検出された場合に測定を行う。
- b ⑭1,2-ジクロロエチレンはシス体とトランス体をそれぞれについて測定を行う。
- c ⑳硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、それぞれについて測定を行う。
- d PFOS 及び PFOA 以外の要監視項目については必要に応じて測定を行う。

イ 事業場等監視調査

(ア) 調査頻度・時期

年1回、原則として7月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

(イ) 測定項目

pH、電気伝導率及び環境基準項目 28 項目のうち①～⑳までの全項目とする。

ただし、上記ア（イ）の a～d については、同様に扱う。

(2) 新規汚染井戸周辺地区調査

ア 調査頻度・時期

汚染判明後速やかに実施する。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び環境基準項目のうち、概況調査等で検出された項目とする。

ただし、概況調査等で検出された項目が⑩の場合は、⑨も併せて測定を行い、⑪、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱のいずれかの場合は、原則としてこの6項目全てを測定する。上記（1）ア（イ）の b～d については、同様に扱う。

(3) 継続監視調査

ア 調査頻度・時期

年1回、原則として8月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査で検出された項目とする。

ただし、概況調査又は新規汚染井戸周辺地区調査で検出された項目が⑩の場合は、⑨も併せて測定を行い、⑪、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱のいずれかの場合は、原則としてこの6項目全てを測定する。上記（1）ア（イ）の b～d について

は、同様に扱う。

(4) 継続監視地点変更時調査

ア 調査頻度・時期

当該井戸の状況に応じて実施する。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び継続監視調査として実施した項目とする。

ただし、上記(1)ア(イ)のb～dについては、同様に扱う。

(5) 継続監視終了時調査

ア 調査頻度・時期

年1回、原則として8月に実施する。

ただし、井戸の利用状況等によりやむを得ず採水できない場合は別月としても差し支えない。

イ 測定項目

pH、電気伝導率及び継続監視調査として実施した項目とする。

ただし、上記(1)ア(イ)のb～dについては、同様に扱う。

6 各調査の測定地点及び測定項目等

(1) 測定地点、測定項目及び測定機関等

概況調査、継続監視調査及び継続監視終了時調査の測定地点、測定項目及び測定機関等は、**表4**のとおりとする。

(2) 市町村別調査地点

概況調査、継続監視調査及び継続監視終了時調査の市町村別測定地点数は、**表5**のとおりとする。

7 測定方法、報告下限値及び数値の取扱い

測定方法及び報告下限値は、**別表1**のとおりとする。

有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる（平成27年3月31日付け環水大水発第1503311号、環水大土発第1503312号）。

8 報告

分析機関は、採水機関に結果を報告し、採水機関は、原則として調査の翌月20日までに調査結果を新潟県環境局環境対策課長（以下「環境対策課長」という。）

に報告する。

なお、採水機関は、基準値又は指針値を超過する結果については、速やかに環境対策課長に報告する。

9 その他

この計画に定めのない事項については、採水機関と環境対策課長が協議して決める。

表 1 環境監視調査における流域の区分

流域番号	名称	対象となる市町村
1	三面川流域低地	村上市(村上市、朝日村)
2	荒川下流域低地	村上市(村上市、荒川町、神林村)
3	荒川上流域低地	関川村
4	越後平野(胎内川流域)	胎内市
5	越後平野(加治川流域)	新発田市(新発田市、加治川村、紫雲寺町)、聖籠町
6	越後平野(阿賀野川右岸地域周辺)	新潟市(豊栄市)、新発田市(豊浦町)、阿賀野市
7	粟島内浦周辺低地	粟島浦村
8	津川地区周辺及び常浪川流域低地	阿賀町
9	越後平野(新津地区及び白根地区周辺)	新潟市(新津市、白根市、小須戸町、横越町、亀田町)
10	早出川及び能代川流域低地	五泉市
11	越後平野(加茂市周辺)及び加茂川流域低地	加茂市、田上町
12	越後平野(西蒲原地区)	新潟市(岩室村、巻町、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村)、燕市(分水町、吉田町)、弥彦村
13	越後平野(三条市及び燕市周辺)	三条市(三条市、栄町)、燕市(燕市)
14	五十嵐川中～上流域低地	三条市(下田村)
15	越後平野(見附市周辺)	長岡市(中之島町)、見附市
16	島崎川流域低地	長岡市(和島村、寺泊町)、出雲崎町
17	越後平野(長岡市周辺)	長岡市(長岡市、越路町、三島町、与板町)
18	渋海川流域低地	長岡市(越路町、小国町)
19	刈谷田川流域低地	長岡市(栃尾市)
20	柏崎平野	柏崎市、刈羽村
21	信濃川流域低地(小千谷市周辺)	長岡市(川口町)、小千谷市
22	魚野川及び破間川流域低地	魚沼市
23	六日町盆地北部	南魚沼市(六日町、大和町)
24	六日町盆地南部及び魚野川流域低地(湯沢町周辺)	南魚沼市(塩沢町)、湯沢町
25	十日町盆地	十日町市(十日町市、川西町)
26	津南町及び中里地区周辺	十日町市(中里村)、津南町
27	高田平野(柿崎川流域)	上越市(柿崎町、吉川町)
28	高田平野(関川流域)	上越市(上越市、大潟町、頸城村、中郷村、板倉町、清里村、三和村)、妙高市
29	能生川、早川、海川、姫川及び青海川流域低地	糸魚川市
30	国中平野	佐渡市(佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町)
31	加茂湖周辺低地	佐渡市(両津市)
32	越後平野(新潟市地内)	新潟市(新潟市)

注) 各流域の名称は、平成14年3月に流域区分した際の名称(一部変更)とした。

複数の流域区分を有する市町村については、平成14年3月時点の市町村名を()内に記した。

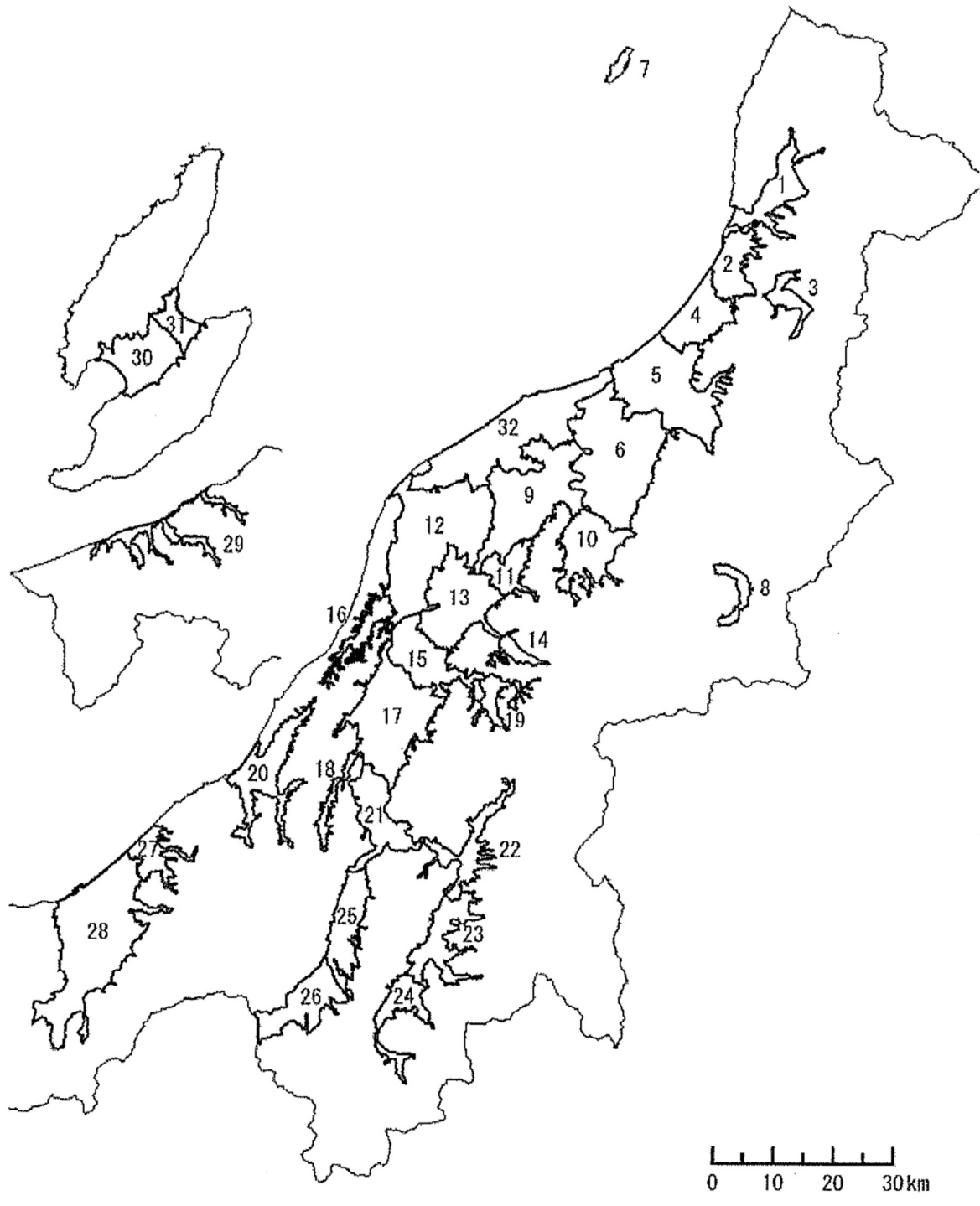


图 1 流域区分图

表2 環境監視調査の調査機関及び年度別調査地点数

調査機関		調査地点数						合計
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
県	新発田環境センター	7	7	8	8	7	8	45
	三条環境センター	3	3	3	3	3	3	18
	長岡環境センター	2	3	3	3	3	3	17
	南魚沼環境センター	5	4	4	4	5	4	26
	上越環境センター	3	2	2	2	2	2	13
	佐渡環境センター	2	3	2	2	3	2	14
	小計	22	22	22	22	23	22	133
新潟市		4	4	4	5	4	4	25
長岡市		4	5	4	4	4	4	25
上越市		5	4	4	4	4	4	25
合計		35	35	34	35	35	34	208

表3 環境監視調査の流域区分別調査地点数

流域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	調査流域 計 25
調査地点数	1	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	2	0	1	0	1	
流域番号	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	調査地点 計 34
調査地点数	3	0	0	1	2	1	1	1	1	0	1	3	2	1	1	2	

表5 市町村別測定地点数

市町村名	調査地点数				測定機関
	概況調査		継続監視調査	継続監視 終了時調査	
	環境監視調査	事業場等 監視調査			
新潟市	4		9	6	新潟市
新発田市	1		1		新潟県
村上市	2		1	5	
五泉市			2		
阿賀野市	1		2		
聖籠町					
胎内市	2		1		
関川村	1				
阿賀町	1				
三条市	1		1		
加茂市	1			5	
燕市	1		7		
田上町					
弥彦村					
長岡市	4		3	5	
出雲崎町					新潟県
柏崎市	1		1		
小千谷市	2		1		
見附市			3		
十日町市	1		4		
魚沼市					
南魚沼市	3				
湯沢町					
津南町					
上越市	4		3		上越市
糸魚川市	2				新潟県
妙高市			2	5	
佐渡市	2		3	5	
合計	34	0	44	31	
109					

注) 新規汚染井戸周辺地区調査及び継続監視地点変更時調査は適宜、実施

別表 1

測定方法及び報告下限値

項 目	有効 数字	報告下限 (小数点以下)	報告下限値未満数値 記載方法	測 定 方 法
カドミウム	2桁	4桁まで	<0.0003 (mg/L)	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月環境庁告示第10号)による。
全シアン	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
鉛	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
六価クロム	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
砒素	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
総水銀	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
アルキル水銀	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
P C B	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
ジクロロメタン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
四塩化炭素	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
クロロエチレン	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
1,2-ジクロロエタン	〃	4 〃	<0.0004 (〃)	
1,1-ジクロロエチレン	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
1,1,1-トリクロロエタン	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
1,1,2-トリクロロエタン	〃	4 〃	<0.0006 (〃)	
トリクロロエチレン	〃	3 〃	<0.001 (〃)	
テトラクロロエチレン	〃	4 〃	<0.0005 (〃)	
1,3-ジクロロプロペン	〃	4 〃	<0.0002 (〃)	
チウラム	〃	4 〃	<0.0006 (〃)	
シマジン	〃	4 〃	<0.0003 (〃)	
チオベンカルブ	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
ベンゼン	〃	3 〃	<0.001 (〃)	
セレン	〃	3 〃	<0.002 (〃)	
硝酸性窒素	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
亜硝酸性窒素	〃	2 〃	<0.01 (〃)	
ふっ素	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
ほう素	〃	1 〃	<0.1 (〃)	
1,4-ジオキサン	〃	3 〃	<0.005 (〃)	
PFOS	〃	1 〃	<2.5※ (ng/L)	水質汚濁に係る人の健康の保護に關 する環境基準等の施行等について (令和2年5月28日付け環水大発第 2005281号、環水大土発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知) 付表1
PFOA	〃	1 〃	<2.5※ (ng/L)	
PFOS 及び PFOA	〃	1 〃	<5.0※ (ng/L)	
p H	—	1 〃	—	規格 K 0102-1 12
電気伝導率	〃	整数1の位まで	<1 (mS/m)	規格 K 0102-1 13

※ PFOS 及び PFOA の報告下限値については、通知のとおり可能な限り小さい値とする

<参 考>

地下水の水質汚濁に係る環境基準（別表より抜粋）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（規格 K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 2 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 2 までに定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（規格 K0102-3 24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3 若しくは 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び規格 K0102-2 5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

注) 令和 3 年 10 月 7 日改正

<参 考> 地下水の水質汚濁に係る指針値

項 目	指 針 値	測 定 方 法
PFOS 及び PFOA	50 ng/L 以下	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知) 付表 1